

2022年6月27日

目黒労協発第22-13号

目黒地区労働組合協議会
(目黒区鷹番3-1-1 石田ビル302)
議長 井上晴雄

『最低賃金の大幅引き上げ、最低賃金周辺で働く者の参加、審議の公開を求めます』

私たち目黒地区労働組合協議会（略称：目黒労協）は、目黒地域で幅広い労組の交流・支援、労働相談への対応とともに、最低賃金の啓発・普及宣伝行動も重視し、これまでも定期的に取り組んでいるところです。直近では6月16日(金)夕方、6月17日(土)午後と宣伝行動を行いました。最低賃金への街頭の関心はとて高く、多くの期待や労働相談も受けています。これらの活動の経緯を踏まえ、以下要請致します。

1. 最低賃金大幅引き上げを求めます

日本の賃金は21世紀になって上がっていません。特に大企業は莫大な利益をあげ、ため込んでいますが、賃金は上昇していません。これは雇用破壊：非正規低賃金労働者の大幅な増加によるものです。また正社員も、無権利・長時間過重労働にさらされています。日本の賃金を引き上げるためには、最低賃金の引き上げが必要で、かつ効果的な方策です。

2. 国際水準の最低賃金を求めます

ロシアのウクライナ侵攻に端を発し、全世界的な物価上昇に、各国の最低賃金引き上げが続いています。

6月18日、スイス最大都市のチューリッヒ市は、住民投票により時給23.90スイスフラン（約3780円）の最低賃金制度導入を決定しました。日本の最低賃金は低すぎます。

フランス	1810円	11.52ユーロ	2023.5～
イギリス	1904円	10.42ポンド	2023.4～
ドイツ	1885円	12ユーロ	2022.10～
オーストラリア	2228円	23.23オーストラリア\$	2023.7～
韓国(週休手当込)	1152円	1万1,544ウォン	2023.1～
日本	961円(全国)	1072円(東京)	2022.10～

最新の各国の最低賃金 時給/2023・4 目黒労協作成, 6.28 改定

3. 格差縮小のための最低賃金の引き上げを求めます

EUは社会的政策として、最低賃金を「賃金中央値の60%、平均賃金の50%以上のいずれか」とするよう求める「EU指令」を、2022年10月に発足させました。最新の各国の最賃でも、英＝「賃金中央値の3分の2」、独は「賃金中央値の60%」を根拠にした額です。

日本に当てはめると中央値は399万円(国税庁「令和2年分民間給与実態統計調査」)で、60%の時給換算は1,170円です。日本は英・独などと比べると、賃金中央値が下がり続けていますが、社会政策として格差縮小・貧困根絶を目指して、直ちに少なくともこの額に引き上げにむけ、労・使・国ともに努力することが必要です。

4. 物価高騰を上回る最低賃金の引き上げを求めます

総務省が発表している 2022 年度の消費者物価指数は、最低賃金論議で使われた「持ち家の帰属家賃を除く総合」では 3.8%増です。23 年 4 月の「持ち家の帰属家賃を除く総合」は、対前年同月比 4.1%増、5 月は 3.8%増となっており、今後もさらなる物価上昇が予想されています。

2022 年の最低賃金は、「2022 年 4 月の『持家の帰属家賃を除く総合』が示す、3.0%を一定程度上回る水準」として 3.3%引き上げられましたが、これでは不十分でした。今年 2023 年は少なくとも、2022 年以上の引き上げが必要なことは明白です。これまでの延長としても、4 月の「持ち家の帰属家賃を除く総合」4.1%に、昨年同様 0.3%加えて 4.4%引き上げると、全国加重平均 1,003 円になります。全国加重平均で 1000 円達成は当然だし、今後の物価上昇を予想してさらなる引き上げが必要です。

5. 全国での最低賃金格差の縮小・解消を求めます

貴審議会での 2 年に及ぶ目安制度の検討は、従来の 4 ランク制の引き上げ目安を 3 ランクに改めましたが、それだけでは拡大してきた最低賃金の全国格差解消にはなりません。3 ランク制は、旧 B・C ランク間の「逆転現象」を覆い隠し、労働人口の約 1 割の新 C ランク県＝853/854 円の最賃低額県を囲い込んだにすぎず、ランクごとおよび各ランク内の地域格差は解消されません。従来のランク別引き上げ目安提示でなく、「県別最低賃金の最低額を 1000 円と定める」目安答申が必要です。

あわせて東京など都市圏に本社のある企業は、全国で本社所在地の最低賃金による時給とすべきです。いくつかの企業や、アメリカでもファーストフードチェーンなどで取り組まれています。「同一マニュアルによる同一価格商品の提供＝同一労働」であり、これに対する同一賃金は当然です。安い人件費による利益を都会の本社が吸い上げている現状を正すべきです。

6. 最低賃金周辺で働く者の参加、審議の公開を求めます

最低賃金の決定にあたっては、その社会的性格として大幅引き上げをはかるために、検討方法も変えるべきです。

最低賃金検討での、審議過程の情報公開・透明化が必要です。地方議会では行われているように、傍聴制限をせず、すべての過程を公開し、録音・録画を認め、積極的に審議中継をすることを求めます。あわせて労・使・公委員とも、その選出過程の透明化を求めます。

最低賃金審議にあたっては、最低賃金近傍で働く労働者の声を聴くことが必要です。委員選出過程での公募や選出依頼を行うこと、審議会への参加、公聴会開催や参考人招致、意見陳述の実施を求めます。密室審議でなく、現場の労働者・経営者の声を聴く審議が必要です。

さらに決定に際しては、その案に対するパブリックコメントの実施を求めます。積極的な広聴・広報の実施、議事録・資料の公開、意見・要望の受け止めを行うこと。この要請に対し、「聞き置く」のみでなく、審議・回答することを求めます。

以上